

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の文化・スポーツの向上と教育の振興及び福祉の増進を図るため、松浦市文化会館(以下「会館」という。)を設置し、その管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 松浦市文化会館

位置 松浦市志佐町浦免1110番地

(職員)

第3条 会館に、館長その他必要な職員を置くことができる。

(使用の許可)

第4条 会館を使用する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、会館の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 施設及び附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理運営上支障があると認めるとき。

(使用料等)

第6条 会館を使用する者は、別表第1から別表第3までに定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

4 前項に規定する使用料の減免する額については、別に規則で定める。

(許可目的外使用又は権利譲渡等の禁止)

第7条 会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、会館を許可目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 虚偽その他不正手段により許可を受けたとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 会館の職員(以下「職員」という。)の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定の処分により使用者に損害が生じることがあっても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復)

第9条 使用者は、会館の使用が終了したとき、又は前条の規定により使用許可の取消し等をされたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者又は入場者は、会館の建物又は附属設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(入場者の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、会館への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品若しくは動物の類を携行する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(職員の入室)

第12条 使用者は、会館の職員が会館の管理のため入室するときは、これを拒むことはできない。

(指定管理者による管理)

第13条 会館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体(以下「団体」という。)であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 指定管理者は、別表第1から別表第3までに掲げる額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者が行う業務)

第14条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の利用許可、利用許可の取消し、原状回復命令その他利用許可に関する業務
- (2) 会館の利用料金の徴収、利用料金の減免、利用料金の還付その他利用料金の徴収に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (4) 会館の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会館の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する業務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第15条 指定管理者が会館の管理を行う期間は、原則として指定を受けた日から起算して4年に達する日以降の最初の3月31日までとする。ただし、指定を受けた日が4月1日の場合は、これを5年とする。

2 指定管理者の再指定は妨げない。

(指定管理者の募集)

第16条 市長は、指定管理者に会館の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする団体を公募するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 申請の受付期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 選定の基準
- (6) 管理の基準及び業務の内容
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第17条 第13条の規定による指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 会館の管理運営に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書類

2 前項の規定は、第15条第2項に規定する再指定の場合について準用する。

(指定管理者の選定)

第18条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして当該申請を総合的に審査し、申請のあった団体から指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)を選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、会館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を、安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 会館の設置目的に資するものであること。

(指定管理者の指定)

第19条 市長は、前条の規定により選定した指定管理候補者について、法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。第23条第1項の規定により指定管理者の指定の取り消しを行ったときも同様とする。

(協定の締結)

第20条 会館の管理業務の実施に当たっての詳細な事項については、指定管理者と市長が協議により定め、両者で協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 指定期間に関する事項
- (3) 会館の利用料金に関する事項
- (4) 会館の管理費用に関する事項
- (5) 会館内の物品の所有権帰属に関する事項
- (6) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (8) 会館の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項

- (9) 会館の管理上、市に生じた損害賠償に関する事項
- (10) **前各号**に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業報告書の提出)

第21条 指定管理者は、規則で定める事業報告書を毎事業年度終了後2箇月以内に、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において**第23条第1項**の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
(業務報告の聴取等)

第22条 市長は、会館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
(指定の取消し等)

第23条 市長は、指定管理者が**前条**の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 **前項**の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。
(指定管理者の原状回復等義務)

第24条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は**第23条第1項**の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者は、会館の建物又は附属設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。
(免責事項)

第25条 会館において、利用者の責めに帰する理由により生じた事故、盗難等による損害については、市長及び指定管理者は、その責めを負わない。
(秘密保持義務)

第26条 指定管理者の代表者その他の役員及び会館の業務に従事する者(以下「従事者」という。)は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益を図る等不当な目的のために利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。
(準用)

第27条 **第13条**の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、**第4条**から**第12条**までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、**第8条第1項第4号**中「会館の職員(以下「職員」という。）」とあるのは「指定管理者」と、**第12条**中「会館の職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松浦市文化会館の設置及び管理に関する条例(平成7年松浦市条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 附 則(平成26年条例第23号)
この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則(平成27年条例第48号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成29年3月24日条例第13号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成31年3月26日条例第39号)
この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)
文化会館施設使用料

(単位：円)

区分	時間区分 名称及び区分	9：00～1 2：00	13：00～1 7：00	18：00～2 2：00	9：00～1 7：00	13：00～2 2：00	9：00～2 2：00	冷暖房料 (1時間につき)

基本使用料	ゆめホール	平日	4, 190	6, 290	8, 380	10, 480	14, 670	18, 860	2, 100
		土・日 休日	6, 290	8, 380	10, 480	14, 670	18, 860	25, 150	
	ふれあいホール	平日	13, 620	18, 860	24, 100	32, 480	42, 960	56, 580	3, 670
		土・日 休日	18, 860	24, 100	29, 330	42, 960	53, 430	72, 290	
	小ホール全室		1, 890	2, 510	3, 140	4, 400	5, 650	7, 540	940
	区分使用A		630	840	1, 050	1, 470	1, 890	2, 520	310
	〃 B		630	840	1, 050	1, 470	1, 890	2, 520	310
	〃 C		630	840	1, 050	1, 470	1, 890	2, 520	310
	リハーサル室		1, 360	1, 680	1, 990	3, 040	3, 670	5, 030	520
	主催者事務室		210	310	420	520	730	940	210
	楽屋事務室		1, 150	1, 680	1, 890	2, 830	3, 570	4, 720	210
	ゆめホール楽屋1(和)		520	630	730	1, 150	1, 360	1, 880	210
	ゆめホール楽屋2(洋)		520	630	730	1, 150	1, 360	1, 880	210
	ゆめホール楽屋3(洋)		520	630	730	1, 150	1, 360	1, 880	210
	ゆめホール楽屋4(洋)		520	630	730	1, 150	1, 360	1, 880	210
	ふれあいホール楽屋1(洋)		520	630	730	1, 150	1, 360	1, 880	210
	ふれあいホール楽屋2(洋)		520	630	730	1, 150	1, 360	1, 880	210
	ふれあいホール楽屋3(洋)		520	630	730	1, 150	1, 360	1, 880	210
	屋外集会場		料金を徴収する場合は1時間当たり2, 100円、料金を徴収しない場合は無料(ただし、屋外電源の使用についてはコンセント1口につき210円を徴収)						
	割増使用料	1 使用者が入場料又はこれに類する費用等を徴収して使用する場合は、次に定める割合で算定した額を加算した額。この場合、入場料の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として算定する。 (1) 501円以上1, 000円以下 5割 (2) 1, 001円以上2, 000円以下 8割 (3) 2, 001円以上 10割 2 入場料を徴収しないが商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、基本使用料の10割を加算した額 3 使用時間を超過し、又は繰り返して使用する場合は、1時間につき当該使用区分にかかる基本使用料の3割に相当する額							

備考

- 1 基本使用料の土・日・休日とは、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で定める休日をいう。
- 2 割増使用料に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 上記表中の金額は、消費税及び地方消費税を含む。

別表第2(第6条関係)

練習使用料

(単位：円)

使用区分		時間区分	9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00	9：00～17：00	13：00～22：00	9：00～22：00	冷暖房料 (1時間につき)
舞台	ゆめホール		520	840	1,050	1,360	1,890	2,410	840
	ふれあいホール		520	840	1,050	1,360	1,890	2,410	
ふれあいホール	全面		520	840	1,050	1,360	1,890	2,410	
	片面		310	520	930	830	1,450	1,760	

	6分の1面	110	210	310	320	520	630	
--	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

備考

- 1 市内居住者又は市内勤務者以外の者が使用するとき、上記練習使用料の10割増しを徴収する。
- 2 小人(中学生以下)は、上記練習使用料の5割を徴収する。ただし、10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 上記表中の金額は、消費税及び地方消費税を含む。

別表第3(第6条関係)
設備使用料

(単位：円)

時間区分 器具名	9：00～1 2：00	13：00～1 7：00	18：00～2 2：00	9：00～1 7：00	13：00～2 2：00	9：00～2 2：00	備考
ピアノ(ヤマハCFⅢ—S型) (ゆめホール)	3,140	3,140	3,140	6,280	6,280	9,420	調律料は含まない。
ピアノ(ヤマハC—6型) (ふれあいホール)	2,100	2,100	2,100	4,200	4,200	6,300	調律料は含まない。
ピアノ(ヤマハU—300型) リハーサル室	1,050	1,050	1,050	2,100	2,100	3,150	調律料は含まない。
16ミリ映写機	3,140	3,140	3,140	6,280	6,280	9,420	スクリーンを含む。

備考

- 1 上記使用料は、使用者が入場料又はこれに類する費用等を徴収して使用する場合のみ適用する。
- 2 上記表中の金額は、消費税及び地方消費税を含む。